平成２９年（フ）第１７４０号
京都府京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地
債務者　株式会社想美苑
代表者代表取締役　浦部　浩一
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８８号
大阪市中央区安土町２丁目３番13号大阪国際ビルディング20階、前本店所在地沖縄県那覇市字小禄1831番地１
債務者　エルエスエム株式会社
代表者代表取締役　松田　充泰
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３７号
岡山市中区中井１丁目19番９号
債務者　有限会社和楽
代表者取締役　田村　和久
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後３時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３９号
愛媛県伊予市上吾川1505番地
債務者　株式会社愛姫フーズ
代表者代表取締役　片岡　正昭
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加地　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時55分
松山地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８号
神奈川県横須賀市武１丁目13番14号
債務者　齊藤　靖裕
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３４９号
東京都墨田区京島３丁目10―１―306
債務者　稲葉　正信
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原建太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９４号
東京都世田谷区桜上水５丁目３―１―404
債務者　若林　宏幸
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　　新
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８７号
東京都品川区小山６丁目１―５　ウエストインパート11　303
債務者　鈴木　祥之
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　和広
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５９４号
東京都北区赤羽１丁目65―11―602
債務者　竹野谷往代（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　直也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５号
岐阜県山県市佐賀159番地１の１
債務者　森田　雅博
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月24日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４９０号
静岡県三島市南町２―16　エムズプラザＡ棟202、住民票上の住所静岡県下田市高馬４番14号
債務者　新井　由香（旧姓進士）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　和晃
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４０１号
東京都武蔵村山市神明３丁目80―１　エトワールⅡ202
債務者　馬野　駿樺
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和馬
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５８２号
千葉県市川市広尾１丁目５―21
債務者　村山　貞雄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　　努
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２３号
東京都大田区南雪谷１丁目15―24―303
債務者　磯野　悦子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弓削田　博
4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部